

# 羽曳野市マンション管理適正化推進計画

(計画期間:令和5年4月～令和10年3月)

令和5年4月1日

## 1 羽曳野市の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目的

当市内におけるマンションは、住宅総数に占める割合は高いとは言えず、戸数も多くはないものの、経過年数30年以上のものが散見され、老朽化に伴う危険性の排除など、今後もマンション管理の適正化が必要となるため、計画を策定します。

## 2 羽曳野市の区域内におけるマンションの管理の状況を把握するために羽曳野市が講ずる措置に関する事項

羽曳野市の区域内におけるマンションの管理状況を把握するため、計画期間内に管理組合へのアンケート調査等を実施することを検討します。

## 3 羽曳野市の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法律に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

なお、実態調査等を踏まえ、施策の充実を図ることについて検討します。

## 4 羽曳野市の区域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針(羽曳野市マンション管理適正化指針)に関する事項

羽曳野市マンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。

なお、実態調査等を踏まえ、必要に応じ、羽曳野市の地域性に応じたマンション管理の基準を追加することについても検討します。

## 5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について市窓口・広報誌やホームページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

## 6 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。